

## 判断基準の将来展開検討委員会における検討状況について

### 1. プレミアム基準の要件

プレミアム基準<sup>1</sup>の設定に当たっては、分野・品目に応じた重視すべきライフサイクルと環境負荷項目を適切に選択するとともに、ライフサイクル全般にわたる総体としての環境負荷の低減を図るような基準を設定することが重要である。また、数値等の明確性が確保できる基準の設定が可能であることも、併せて必要な要件となる。

他方、調達者がプレミアム基準の設定に当たり、様々な調査や検討を行うことは、現実的には困難である場合が多いものと想定される。そのため、第一段階として、国等の機関が環境物品等の市場形成に果たすべき役割を踏まえ、国等の機関が重点的に調達を推進すべき特定調達品目を対象として、優先的にプレミアム基準の設定に関する検討を実施することとした。その結果、以下の考え方を原則として、基準の設定についての検討を行い、具体的なプレミアム基準策定ガイドラインを示すこととされた。

現行の判断の基準と比較して、より環境負荷が低減されていること

- 他の制度や環境ラベル等の基準において、より高い基準が設定されている場合は当該基準を準用すること（具体的には基準が上位互換のエコマーク認定商品、多段階評価基準の最上位等が該当）
- 現行の判断の基準に新たな評価軸（ライフサイクル、環境負荷項目）が追加されること

現行の判断の基準を満たすことに加え、以下のいずれかを満たすこと

- 第三者による認証・審査が行われていること
- 信頼できる業界団体等の認証・審査が行われていること
- 物品等のカーボン・オフセットが行われていること
- 物品等の環境負荷低減（基準への適合状況を含む）に係る情報開示がなされていること
- サプライチェーンマネジメントや環境マネジメント等の環境配慮への取組状況に係る情報開示がなされていること（事業者の環境配慮への取組を評価）

<sup>1</sup> 環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織による市場の牽引・イノベーションの促進を図り、また、物品等の製造・提供事業者に対しても、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、先進的で、より高い環境性能に基づく基準（環境性能の観点から「調達者として“威張れる基準”」レベルに相当し、需要側、供給側双方から広く評価される基準）

## 2. プレミアム基準の設定方法

上記の考え方を踏まえ、プレミアム基準の設定方法として、以下の(1)～(4)に示す4つの方法を例示する。なお、以下の例示はあくまでガイドラインに記載するイメージであって、具体的な基準をガイドラインにおいて設定するものではない。

### (1) 現行の判断の基準の強化

一般に現行の特定調達品目に係る判断の基準は、複数の評価軸(ライフサイクル、環境負荷項目)が設定されていることから、例えば、環境負荷の大きい項目に着目してその判断の基準を強化することが効果的であると考えられる。現行の判断の基準の強化に係る具体的な基準の設定項目としては、次の例が考えられる。

- 上位互換である基準の活用(例えばエコマーク認定商品の認定基準等)
- 多段階評価がある品目についてはその最上位基準の活用(例えば省エネ法の多段階評価等)
- 当該品目のトップランナー基準の活用(例えば目標年度が数年程度先に設定されている省エネ法トップランナー基準(省エネ法において検討中の基準は市場動向等を踏まえた検討が必要))
- 現行の基準に対し、一定の係数を乗じた基準(例えば自動車の燃費基準達成・向上レベル等)

### (2) 新たな評価軸の追加

現行の特定調達品目に係る判断の基準において設定されていない評価軸を新たに基準として追加することにより、一層の環境負荷の低減を図ることが可能となるものと考えられる。新たな評価軸の追加に係る具体的な基準の設定項目としては、次の例が考えられる。

- 環境政策<sup>2</sup>ごとに重視すべき観点を踏まえ、新たな評価軸(ライフサイクル又は環境負荷項目)に係る判断の基準を追加・設定(例えば現行の配慮事項の判断の基準への格上げ、環境負荷低減効果を踏まえた評価軸・基準の追加等)

### (3) 第三者又は信頼できる業界団体等による物品等の認証・審査

第三者等により客観的な立場から、物品等が特定調達品目に係る判断の基準を満たすことが認証・審査されていることは、特定調達物品等の信頼性確保の観点からも極めて重要と考えられる。このため、第三者又は信頼できる業界団体等による物品等の認証・審査に係る具体的な基準の設定項目としては、特定調達物品等であっ

---

<sup>2</sup> 環境政策としては、第四次環境基本計画の事象面の重点6分野を念頭に、地球温暖化・低炭素社会、省資源・物質循環、生物多様性及びその他の環境保全施策(大気環境・水環境・土壌環境等、化学物質のリスク管理等)を評価軸として整理している。

て、かつ、次のいずれかを満たすことがプレミアム基準の要件として適切と考えられる。

- エコマーク等のタイプ 環境ラベルにより認証された物品等
- 第三者認証機関により審査された物品等( 基準への適合状況及び適合根拠 )
- 一定水準を満たした業界団体等により認証された物品等( 例えばグリーンプリンティング認定制度、グリーン経営認証等 )

#### ( 4 ) 他の環境施策との連携

相乗効果が期待される他の環境施策との連携を図り、市場のグリーン化に係る取組を促進することが重要であることから、これらの施策において認証されているものであることをプレミアム基準の要件の一つとして設定することが考えられる。他の環境施策との連携に係る具体的な基準の設定項目としては、特定調達物品等であって、かつ、次のいずれかを満たすことがプレミアム基準の要件として不可欠であると考えられる。

- カーボン・オフセット認証された物品等 ( 商品・サービスオフセット )
- エコリーフ等のタイプ 環境ラベルにより認証された物品等
- カーボンフットプリントにより認証された物品等

### 3 . 環境情報の開示及び事業者の評価

以下では、プレミアム基準として必要となる環境物品等に関する情報開示、事業者の環境配慮への取組内容について例示している。

#### ( 1 ) 適切な環境情報の開示

物品等に関する適切な環境情報の開示を行うこともプレミアム基準の要件となり得ると考えられる。上記2 ( 3 ) のとおり、第三者機関又は信頼できる業界団体等により客観的な認証や環境情報の審査が行われていることは、信頼性確保の観点から、プレミアム基準の要件を満たしていると考えられる。他方、物品等の製造事業者又は販売事業者等が自己宣言を行う場合は、特定調達物品等であって、かつ、次の項目をすべて満たすことがプレミアム基準の要件として適切と考えられる。

- 物品等の基準への適合状況及びその根拠資料について Web 等により情報開示されていること
- 物品等の環境負荷低減効果が算定・開示されていること
- サプライチェーンを通じた環境情報の確認がなされていること

#### ( 2 ) 事業者の環境配慮への取組の評価

事業者の環境配慮への取組の評価については、例えば、役務において事業者を選

定する場合に判断の基準に追加することが考えられる。具体的には、現行の判断の基準を満たす役務であって、かつ、次のいずれかを満たすことがプレミアム基準の要件と考えられる。

- 環境マネジメントシステム又はエネルギーマネジメントシステムの認証を取得、かつ、環境/CSR 報告書を作成・公表していること
- 自らバウンダリを示した上で、温室効果ガス排出量を GHG プロトコルのスコープ3 について算定・公表していること
- グリーン購入・調達に係る方針、ガイドライン等を策定・公表し、かつ、サプライチェーンにグリーン購入・調達を広げるための取組を実施していること
- 生物多様性の保全に係る方針、ガイドライン等を策定・公表していること

#### 4 . プレミアム基準策定ガイドラインの作成

プレミアム基準検討委員会において、これまで、プレミアム基準の目的、基本的考え方、対象、基準内容等のガイドラインの策定に当たって必要となる検討事項について、幅広く議論を行ってきたところである。今後、本検討委員会の成果として、プレミアム基準を設定する場合の考え方（評価軸・評価方法、施策間連携、環境表示・情報提供等）を示したプレミアム基準策定ガイドラインを作成する。